

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	公益法人・団体指導課
------	------------

信託の併合許可

根拠条文	<p>公益信託ニ関スル法律第6条</p> <p>第6条 公益信託ニ付信託ノ変更（前条ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）又ハ信託ノ併合若ハ信託ノ分割ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス</p>
------	---

審査基準	
------	--

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受 付		処 理		
	機 関 期 間	日	機 関 期 間	公益法人・ 団体指導課 日	